

障害のある方と後期高齢者医療制度

一定程度の障害がある方で、対象の方は後期高齢者医療制度へ加入することができます。

《対象者》

- 65歳以上75歳未満の方で、障害の程度が以下のいずれかに該当する方
 - 国民年金法等の障害年金…1、2級
 - 身体障害者手帳…1～3級、もしくは4級の一部
 - 精神障害者保健福祉手帳…1、2級
 - 療育手帳…④、A

《申請時必要書類等》

- 年金証書(障害年金)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうちいずれか一つ
- 加入前の被保険者証等
- 印鑑
- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- 本人確認書類

《申請窓口》

保険医療課医療保険年金係、または各支所窓口係

☎保険医療課 医療保険年金係 担当: 深井
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

黒い雨体験者相談・支援事業 巡回相談会

被爆者健康手帳の交付を受けていない方で、原子爆弾投下直後に降った黒い雨による健康不安をお持ちの方の相談に、保健師や医師、臨床心理士が応じます。

相談日	会場
7月16日(木)	安佐公民館
8月20日(木)	湯来南公民館
9月10日(木)	安佐南区総合福祉センター
10月29日(木)	川・森・文化・交流センター(安芸太田町)
11月12日(木)	安佐北区総合福祉センター
12月17日(木)	佐伯区役所別館
1月21日(木)	安芸区総合福祉センター
2月 4日(木)	安公民館

※2週間前までに社会福祉課社会福祉係に申し込んでください。

☎社会福祉課 社会福祉係 担当: 檜山
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

制度に関するお知らせ

行政情報

安芸高田市地域福祉計画を策定しました

すべての市民が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし、その人らしい生活ができるよう、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いに支え合える地域を目指して、地域福祉計画を策定しました。

■基本理念

地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現

目標	施策
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の意識づくり ・担い手づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を担う人材の育成 ・福祉、介護人材の確保等の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で支え合う仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での支え合い、見守り体制等の拡充 ・社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実 ・防災、防犯に備えた体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らすことができる福祉のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援体制の構築 ・社会福祉協議会等の充実 ・虐待等の防止及び権利擁護の充実 ・地域福祉とまちづくり施策の連携促進 ・身近に相談できる場の充実

■計画期間

令和2年度～令和6年度



安芸高田市地域福祉計画は、市ホームページ、社会福祉課社会福祉係、各支所で閲覧できます。

市ホームページ
<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/shisaku-keikaku/v562/>



☎社会福祉課 社会福祉係 担当: 檜山
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130



いきいき介護



元気なお口で介護予防!

口のささいな衰えを放置したり、適切な対応を行わないままにすると、口の機能低下だけでなく、心身の機能低下につながる危険性があります。

要注意

- ・むせる
- ・食べこぼす
- ・柔らかいものばかり食べる
- ・口が乾く
- ・ニオイが気になる
- ・食欲がない
- ・少ししか食べられない
- ・滑舌が悪い
- ・舌が回らない
- ・自分の歯が少ない
- ・あごの力が弱い

口の体操

毎日口を動かして、口の健康を維持しましょう。
「あいうべ～」を1セットとし、1日30セットを目安に毎日続けましょう!

あ 「あー」と口を大きく開く

い 「いー」と口を大きく横に広げる

う 「うー」と口を強く前に突き出す

べ～ 「べー」と舌を突き出して下に伸ばす

☎健康長寿課 高齢者生活支援係 ☎お太助フォン 47-1281

児童手当の現況届を提出してください

⚠ 児童手当

児童養育家庭の生活の安定、児童の健全な成長を促すことを目的として、児童を養育する父母などに支給する手当

《対象者》

中学校卒業(15歳の誕生日後の最初の3月31日)までの児童を養育している方

《支給月額》

年齢	児童手当(所得制限未満)	特例給付(所得制限以上)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円	
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円	
中学生	10,000円	

《所得制限限度額》

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人
所得制限限度額	622万円	660万円	698万円	736万円	774万円

受給者の所得が所得制限限度額以上の場合は、児童の年齢にかかわらず、児童一人あたりの手当月額は一律5,000円です。

⚠ 現況届

毎年6月に児童手当を受けている方全員が提出し、6月分以降の手当を引き続き受けることが可能かどうか確認するためのもの

■現況届に必要な物

・印鑑(スタンプ印不可)
※その他必要に応じて提出していただく書類があります。該当者には、必要書類を同封し郵送します。

《提出期限》 6月30日(火)

《申請窓口》

・子育て支援課児童福祉係、または各支所窓口係
※郵送でも受け付けます。

☎子育て支援課 児童福祉係 担当: 秋國
☎お太助フォン 47-1283 ☎42-2130